

令和3年(2021年)第10回ニセコ町議会臨時会

令和3年(2021年)10月20日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 町長就任の宣誓
- 5 所信表明
- 6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 7 議案第 1号 財産の無償貸付について
(土地：ニセコ町字ニセコ 477 番地 11 他)
- 8 議案第 2号 財産の無償貸付について
(土地・建物：ニセコ町字富士見 136 番地 5)
- 9 議案第 3号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

○出席議員(9名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
6番 浜本和彦	7番 小松弘幸
8番 高木直良	9番 青羽雄士
10番 猪狩一郎	

○欠席議員(1名)

5番 斉藤うめ子

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	福村一広
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
都市建設課長	黒瀧敏雄
財政係長	島崎貴義
教育長	片岡辰三

○出席事務局職員

事	務	局	長	阿	部	信	幸
書			記	佐	藤	秀	美

◎開会の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は9名です。
定足数に達しておりますので、これより令和3年第10回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番、浜本和彦君、7番、小松弘幸君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、以上の諸君です。
次に、斉藤うめ子議員から病気療養のため欠席する旨の届出がありましたので報告します。
以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長就任の宣誓

- 議長（猪狩一郎君） 日程第4、このたびのニセコ町長選において再選され、去る10月9日に就任された片山町長から、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第1項の規定により就任時の宣誓を行いたい旨、申出がありましたので、これを許します。
町長、片山健也君。
○町長（片山健也君） ニセコ町まちづくり基本条例に基づく宣誓について。
令和3年第10回ニセコ町議会臨時会において、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第1項の規

定に基づき、ニセコ町長就任にあたっての宣誓を行います。

宣誓、私は、日本国憲法を遵守し、基本的人権をかたく擁護するとともに、主権者である町民の皆様のご生活権の確保と公共の福祉の実現に努めます。

また、あわせてニセコ町まちづくり基本条例に貫かれた住民自治の精神に基づき、町民の皆様が希望を持ち、安心して暮らしていけるニセコ町を実現するため、山積する諸課題を先送りすることなく、公正公益、思いやりを大切に、誠実に職務を執行することを誓います。

令和3年10月20日、ニセコ町長 片山健也。

よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 以上で町長の宣誓を終わります。

◎日程第5 所信表明

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、片山町長から所信表明を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） ただいま、猪狩議長のお許しをいただきましたので、ニセコ町長4期目の就任にあたって所信を述べさせていただきます。

1として「はじめに」。私は平成21年10月9日、ニセコ町長に就任以来、町議会議員の皆様、並びに町民の皆様のご指導とご支援をいただき、これまで数多くの事務事業に取り組むことができました。このことは、これまで先人の皆様が長年築き上げてこられた歴史と、町民の皆様の主体的なまちづくり活動の成果であり、今日のニセコ町のまちづくりが進みつつある現況を顧みて、この12年間の温かなご支援に心から感謝を申し上げる次第でございます。また、新型コロナウイルスの感染終息が見通せない状況の中で、地域経済の減速、生活疲弊を乗り越え、感染予防対策、ワクチン接種を始め、様々なまちづくり活動、町政の推進にご尽力いただいている皆様に厚く感謝を申し上げます。

さて、近年は国の各種の権限や財源を地方自治体に移管し、地域のことは住民に身近な基礎自治体である市町村で決める。そのことによって、政治のダイナミズムの発揮と地方の活性化により国の発展を目指すという「地方分権の流れ」が大きく停滞し、「地方創生事業」を初めとする様々な事務事業における国の支援メニューが増大・細分化し、これに伴う国の地方への関与が拡大しつつある状況となっております。そしてこの結果として、国の補助・交付金の効率的な導入による町の財政負担の軽減、最小化を目指す本町にとっても、国や関係機関から補助・交付金等を受けるための計画策定や、これらの関連事務は、増大の一途をたどっているところであります。このような状況の中で、多くのまちづくり推進の諸事業に挑戦し実行できましたことは、住民の付託に応え、果敢に仕事に取り組んでいるニセコ町役場職員一人ひとりの意欲的な仕事に負うところであり、各部署、各行政委員会の職員、並びに町民の皆様とともに、身近なまちづくりを担っている関係各位に厚く感謝を申し上げる次第でございます。

このたび、町民の皆様のご支援により、無投票で4選を果たさせていただくことができましたことに、改めて感謝を申し上げますとともに、町長として12年間の経験と、これまで培ってきたネッ

トワークを活かし、ニセコ町の価値をさらに高めるべく専心努力していく覚悟でございます。

2として「これからの目標」。私は、これからの新たな4年間にニセコ町総合計画の目標である「将来にわたって持続可能な資源と経済が循環する『環境創造都市ニセコ町』」を次世代によりよく引き継ぐことができるよう、具体的な事務事業を着実に推進していく所存でございます。

まず、ニセコ町の多様な人々の力と豊かな資源を活かし、次の将来像と目標を持ち事業を推進してまいります。将来像は次の3つであります。Ⅰとして「資源と経済が循環するSDGs未来都市ニセコ」。Ⅱとして「人の力が発揮され笑顔が広がる心温かなニセコ」。Ⅲとして「町民の皆さんが自ら考え行動する元気なニセコ」。そして、これらを具現化するため、次の10の目標を持ち仕事に取り組めます。

①信頼される農業のまち。「国営農地整備事業による生産性の向上を図るとともに、スマート農業を推進し、安心安全なクリーン農業のニセコをつくる。」

②活力ある経済システムのまち。「観光と農業や商業が連携し、地域経済が循環・自立する住む人と暮らしに優しい、共感資本社会のニセコをつくる。」

③水環境を保全するまち。「森林を育て活かし、水道水源や地下水の保全、地球環境負荷を低減させる『環境モデル都市ニセコ』をつくる。」

④子どもの人権が大切にされ、安心して子育てができるまち。「子どもの教育環境のさらなる充実と、遊び場や居場所を拡充し、子育てしやすいニセコをつくる。」

⑤高齢者を大切にするまち。「高齢者の皆さんを敬い、孤立しないよう支え合う、心温かなニセコをつくる。」

⑥地域の保健医療を守るまち。「健康を保ち、安心して住み続けられる医療・福祉が充実したニセコをつくる。」

⑦災害への備えを怠らないまち。「消防・救急・災害への対策を整え、いのちと暮らしを守るニセコをつくる。」

⑧お互いを尊重し、相互扶助の輪が広がるまち。「頑張る人を応援し、まちを盛り上げる多様性に富んだ楽しいニセコをつくる。」

⑨雇用の場を増やし、暮らしを守るまち。「ものづくりや地元産業を育てるとともに、ニセコのまちづくりに共感する企業の誘致に努め、雇用と暮らしを守るニセコをつくる。」

⑩公正で効率的な自治体経営を実践するまち。「情報の共有化を進め、自由闊達にチャレンジでき、未来に持続するニセコをつくる。」

大きな3として「主な事務事業の推進」。これまで多くの町民の皆様の参加のもと策定した「第5次ニセコ町総合計画」、「第2次ニセコ町環境基本計画」、「ニセコ町自治創生総合戦略」など、町の諸計画に沿って町政を進めるほか、令和3年度町政執行方針及び令和3年度各会計予算に基づいて、事務事業に取り組んでまいります。

4として「自治体経営と広域連携」。平成19年の地方自治法改正により、自治体のトップマネジメントの仕組みの改正を受け、より効率的で迅速な自治体経営を進めるため、組織内の権限の事務委任等の導入を強化、責任の明確化や効率化に努め、旧来型の縦割り・前例主義からの脱却を引き続き進めてまいります。また、各基金の有効利用と国や関係機関における各種補助・交付金の活用

の最大化などの積極的財政運営によって、本町の財政基盤は好転しつつあります。今後とも財政の安定的な伸展と自治体経営の効率化、住民負担の軽減のため、国が進める自治体DX（デジタルトランス・インフォメーション）の導入を図ってまいります。また、まちづくりのプロフェッショナルとして働く職員の研修の拡充や職員の福利厚生に配意し、職員が相互に助け合う明るい職場づくりと、役場が町民の皆様から愛され、気軽に相談できる町民の皆様の「自治機構」としての役割の強化を進めてまいります。今後とも、他の先駆的な自治体や企業、大学等の研究機関などとの多様な協力・連携を強化し、未来に持続するよう、まちづくりを進めてまいります。

5として「基本理念」。私はニセコ町が日本のみならず、世界から信頼される「食料基地を有するリゾート地」として発展するためには、SDGs（持続可能な社会資本整備）を強力に進めるとともに、乱開発を防止し、優れた景観と環境との調和による「賢明な開発（ワイズユース）」が必要だと思っております。将来にわたって、環境を守る「適切な規制」がある自治体には、「良質な投資」が行われるとの考えをこれまで述べてまいりましたが、ニセコ町を「市場の草刈り場」にはしない、目先の利益や収入増に踊らされることのない、このような考えを持ちつつ、一方では税収を初めとする自主財源比率を高めることなど、持続する財政政策、適正な開発誘導に配意し、将来を俯瞰した財政運営を引き続き進めてまいりたいと考えております。

ニセコ町は北に国定公園の「ニセコアンヌプリ」、東に国立公園の「羊蹄山」、そして南には植生豊かな昆布岳が美しい山並みを描き、町の中央を「清流日本一に輝く」一級河川「尻別川」が流れる、自然環境と景観に恵まれたまちです。こうした豊かな自然を享受する中で、楽しく毎日を過ごす町民の方々の暮らしぶり、そして今日の町民の皆様の自然と共生する「ライフスタイル」そのものが、ニセコ町の大きな魅力であると考えております。美しい農村景観のたたずまいとともに、農地の基盤整備が進みつつある農業や多くの皆様のご尽力で進展しつつある観光も、自然や生活環境における「水」や「食」などの「安全」・「安心」があつてこそ人々から信頼され、そしてニセコ町が持続していく基盤となるものと確信をしております。

6として「おわりに」。これからも引き続き子育て環境の拡充、次世代を担う子どもたちへの支援、そして「①資源の循環、②エネルギーの循環、③地域経済の循環」の3つの循環を大切に、「子どもの笑顔が輝く元気なまちづくり」の実現に向けて取組を進めてまいります。私はニセコ町長として、高い理想を掲げ、国民主権に立脚した「日本国憲法」を遵守するとともに、「ニセコ町まちづくり基本条例」の理念の実現に向け、引き続き「公正・スピード・思いやり」を行動指針とし、ニセコ町の豊かな価値を未来に引き継ぐため、最善を尽くしていく決意でございます。

町議会議員の皆様、町民の皆様のご指導・ご支援を心からお願い申し上げ、新たな任期にあつての「所信表明」とさせていただきます。

令和3年10月20日、ニセコ町長 片山健也。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 以上で、町長の所信表明を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニ

セコ町一般会計補正予算)の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) おはようございます。よろしく申し上げます。

日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。

横長の左上に承認第1号と書いた議案の1ページになります。ご覧いただきたいと存じます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和3年10月20日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございますが、3ページ目、こちらについては令和3年9月29日付けの専決処分書でございます。

次のページをお開きください。5ページになります。

令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ743万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,388万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月29日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が6ページ、歳出を7ページに載せてございます。

8ページは、歳入歳出予算補正の事項別明細書総括の歳入でございます。それから9ページ、歳出でございますが、今回の補正額、総額743万8,000円の財源につきましては、全て一般財源ということになります。

それでは歳出からご説明いたしますので、11ページをお開きいただきたいと存じます。まず、11ページ、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、22節還付金利子及び割引料。こちらの過誤納等還付金743万8,000円でございますが、法人町民税の確定申告により前年度から収入が下がり、予定納付分が超過納付となった法人が増加している状況でございます。当初予算では前年度から2倍の300万円の還付金を予算計上しておりましたが、このたび大規模法人を初めとした複数法人の確定申告に対する還付金で718万6,400円を要することとなり、予算が不足するため増額補正をするものということでございます。なお、今後の還付金も見込み150万円、こちらは当初予算の2分の1ということになりますが、今後の還付金も見込み150万円もあわせて増額補正といたします。

続いて歳入について、10ページをお開きいただきたいと存じます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、こちらは歳入歳出の均衡を図るため、743万8,000円を計上しております。これにより、繰越金の留保額は5,157万円となります。

今回の専決補正の詳細につきましては、別冊の補正予算資料のNo.1 にまとめてございますが、資料の内容につきましては専決補正の趣旨、専決補正後の各会計の総括、専決補正後の一般会計歳入歳出内訳及び専決補正の枠組みとなっております。こちらについては後程ご覧いただきたいと存じます。

承認第1号についての説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第7 議案第1号から日程第9 議案第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第1号 財産の無償貸付について（土地：ニセコ町字ニセコ477番地11他）の件から、日程第9、議案第3号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例までの3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、続きまして日程第7、議案第1号 財産の無償貸付について（土地：ニセコ町字ニセコ477番地11他）についてご説明をいたします。

議案の2ページをお開きください。議案第1号を読み上げます。議案第1号 財産の無償貸付について（土地：ニセコ町字ニセコ477番地11他）。

次の普通財産を無償貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記。1、貸付けする財産。(1) 土地（旧アンヌプリ森林公園指定管理敷地）でございます。所在、ニセコ町字ニセコ477番地11の内。地目、公衆用道路。面積912㎡のうち、912㎡。以下、読み上げを省略させていただきますが、字ニセコ477番地11の内ほか全7筆。面積にいたしますと合計で4,545㎡の貸付けということになります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

2、貸付の相手方。所在地、小樽市色内1丁目8番6号。名称、北海道中央バス株式会社。代表者、代表取締役社長 二階堂恭仁。

3、無償貸付の目的。森林公園の条例廃止に伴い、指定管理区域外となった土地及び駐車場用地として有償にて賃貸借契約を行っている土地について、上記相手方に公共用駐車場用地として利用することを条件に無償で貸し付けることにより、公園利用者や近隣観光施設へのアクセスのよい駐車場となり、地域経済活性化に寄与することを目的とする。本事業の推進にあたり、令和3年11月1日付けにて貸付の相手方と事業に関する基本合意を締結しているというところでございます。

4、貸付の期間。令和3年11月1日から令和6年10月31日まで。

令和3年10月20日提出、ニセコ町長 片山健也。

当該土地につきましては、7月の臨時会でもご説明を申し上げましたが、ニセコアンヌプリ森林公園から除外し、普通財産とした土地の一部となります。詳しい位置につきましては、お配りした第10回ニセコ町臨時議会説明資料の1ページ、資料の1をご覧くださいと思います。今回、無償貸付とするものにつきましては、番地を拡大した資料の右側の図の白線で囲った地番、先程申し上げた全7筆で4,545㎡となります。こちらが今回無償貸付とする地番の場所であるということでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、日程第8、議案第2号 財産の無償貸付について（土地・建物：ニセコ町字富士見136番地5）についてご説明をいたします。

議案の4ページをお開きいただきたいと存じます。読み上げます。議案第2号 財産の無償貸付について（土地・建物：ニセコ町字富士見136番地5）。

次の普通財産を無償貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めます。

記。1、貸付する財産。(1) 土地（新団地整備予定地）でございますが、所在がニセコ町字富士見136番地5。地目、宅地。面積、445.21㎡。(2) 建物①。所在は今ほどの説明と同じですので省略をさせていただきます。種類、住宅。構造、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建。床面積が136.63㎡でございます。(3) 建物②でございますが、所在は省略をいたします。種類、工場。構造、木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建。床面積が36.36㎡でございます。(4) 建物②´。所在は同じですので省略します。種類、工場に併設した車庫ということでございます。構造、木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建。床面積が25.76㎡。

2、貸付の相手方。住所、ニセコ町字富士見136番地5。氏名、中亭忠夫。

3、無償貸付の目的。本財産は新団地整備事業に際し、土地・建物の取得を検討していたところ、中亭氏から譲渡の話をしていただいたものでございます。その際に中亭氏から譲渡にあたり、希望する公営住宅に入居するまでの間、既存住宅に今の生活のまま住みたいということの要望がありました。また、取得額はニセコ町公有財産価格評定員会議における評価額で、中亭氏から了解を得ているというものでございます。

次のページをお開きいただいて、本財産は新団地整備事業において必要な用地であること、また

兼ねてから課題となっている町道中学校通の拡幅において必要な用地であることから、中亭氏の要望に沿うよう無償貸付することで、当町の公共事業の推進を図ることを目的としております。

4、貸付の期間。売買及び移転登記終了後から中亭氏が希望する公営住宅への入居までということで、期間を設定させていただいております。

令和3年10月20日提出、ニセコ町長 片山健也。

当該土地の位置につきましては、お配りしております第10回ニセコ町臨時会説明資料の2ページ目になりますが、こちらの資料の2をご覧くださいと思います。図面中央の四角い赤枠部分が字富士見136番地5でございまして、この部分を土地・建物とともに無償貸与するというものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、議案第3号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例についてご説明をいたします。

議案の6ページをお開きください。議案第3号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例。

ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年10月20日提出、ニセコ町長 片山健也。

先月の9月議会では、過疎新法の制定に伴うニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の可決をいただき、今後の各種事業実施に際し過疎債を充当する準備が整ったところでございます。今回の当該条例の制定につきましては、同じくいわゆる過疎新法が制定されたことに伴い、町内民間特定事業の投資に対する固定資産の課税免除を規定した条例でございます。

条例案につきましては議案の7ページ、8ページに記載しておりますが、議案の8ページ下をまずご覧いただきたいと思っております。この条例の提案理由を読み上げます。本年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、固定資産税の課税免除に伴う財政措置規定が設けられたことに伴い、同法に基づく一定の要件を満たす事業用資産に係る固定資産税を免除することにより、本町の地域経済の活性化を図るため、本条例を提出するとしております。

条例内容につきましては、説明資料をもって説明にかえさせていただきたいと存じますので、第10回ニセコ町議会臨時会説明資料の3ページの資料3をご覧くださいと存じます。ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例概要ということでございます。

1、条例の制定の背景ということで、先程から申しておりました過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、同時に新法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、地方税の課税免除に伴う財政補填措置の規定（拡充）が設けられたということでございます。

2、条例制定の目的でございますが、本町の地域経済の活性化を図るため、新法に基づき一定の要件を満たす事業用資産を取得した製造業、農林水産物等販売業、旅館業、そして情報サービス業等について固定資産税を3年間、申請に基づき課税免除を行うという新条例を制定するというものでございます。

3、課税免除に関する旧条例と新条例の関係でございます。新条例、今回の提出条例でございますが、こちらでは対象業種及び取得価格並びに対象固定資産について、下表のとおり対象範囲を拡充し、地方税財政補填措置条項及び市町村計画との整合性を図り、新法で定める全業種について課税免除することとしております。なお、旧条例、ニセコ町の条例でございますが、旧条例では課税免除の対象要件として「増加する雇用者の数が5人以上の者」という規定がございまして、こちらを要件の一つとしておりましたけれども、新法において制度の拡充が図れたことを踏まえ、新条例においては雇用者に関する規定はございません。

それから、この下の表でございますが、まず対象業種について右欄の拡充後とありますが、今回はこれまで同様の製造業農林水産業等販売業、旅館業のほか、新たに情報サービス業等を加え、同時に雇用に関する要件をなくしました。取得価格の欄は、例えば製造工場などを建てる際の投資額が旧法では2,700万円以上の投資ということとしておりましたところ、拡充後は資本金の規模に応じて、取得価格、いわゆる投資額ですが、これを500万円以上まで引下げました。それから対象固定資産については、新設、増設のみとしていましたが、拡充後は資本金額に応じ、改築や修繕なども含め幅広く対象といたしました。

次のページの個別条項の内容につきましては、第1条が条例の趣旨、第2条が課税免除の要件等、第3条が課税免除の期間、第4条が申請等、第5条が課税免除の取消し等、それから第6条が規則への委任、最後に附則において条例の施行、それから適用日を規定し、また、旧法での課税免除対象について継続をするという旨の規定をしております。

なお、今回の条例制定は新過疎法に規定する範囲内での課税免除でございまして、特にニセコ町独自の支援などは設けてはございません。新法の範囲内での規定ということになっております。今回の条例により課税免除を行った場合、免除する税額の75%は交付税により補填されることとなっております。

最後に議案の8ページ下にお戻りいただきたいと思っております。ニセコ町まちづくり基本条例第54条による住民参加等でございますが、令和3年10月4日から15日までニセコ町掲示板、ニセコ町企画環境課、それから町ホームページで当該条例案を公表いたしました。特に意見はございませんでした。

議案第3号についての説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際議事の都合により午前10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時43分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号 財産の無償貸付について（土地：ニセコ町字ニセコ 477 番地 11 他）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 先程のご説明では無償にするというお話ですけれども、現在の利用実態では宿の利用者、あるいは温泉の利用者、それからこの木々亭の利用者の方々が車で来ると、あるいは公園の利用者もいるかもしれません。そういう中で有償と無償についての判断基準ですね、どのような基準でこういう有償・無償というものを考えられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず有償にするか、無償にするかの基準ですけれども、当初議論の過程では有償でもいいのではないかと議論もあったり、無償のほうがいいのではないかと議論も両方あったんですが、一つは公園用地の利用についてどう考えるかっていうところがやはり一つ基準でございました。それで公園はあくまでも公共性がございまして、公園利用者に不便のないようにっていうところが一つあるのと、有償にすることでいろはさんとか中央バスさんの支配権がかなり強くなってくるのではないかと意見もありましたし、そういうようなところも踏まえ、中央バスさんと最終的に協議をした結果、使用貸借にしたというところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 有償にした場合、中央バスから利用者に何か例えば料金を取るとかということが可能性として高いという判断でしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 有償にすることで支配権が強いか弱いかというところは事業者さんとの話合いの結果ではないかなと思いますし、中央バスさんがそのようなことを主張されているわけではないんですけれども、あくまでも公共性っていうところで自由に使うことが全く一つ重要な点ではないかと。それともう一つは有償にすることでそれなりの経費、負担が生じますので、それによって例えば一部宿泊施設では有料駐車場にするとかっていうことも当然なくはないということで、そういった危険性も含めて、今回は公共性の高い公園、または周辺観光施設の利用も加味した中で、最終的に無償に決めさせていただいたというところでございます。

○議長（猪狩一郎君） そのほかありませんか。

榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 今の高木議員の質問ともちょっと重複する部分があるかもしれないんですけれども、有償が無償になったということが一つあって、もう一つがもともとあった駐車場が公共性を帯びた駐車場になったというラインと、それから森林公園の条例が廃止になったという、この3つの要素があると思うんですけれども、すみません、私の無知ですけれども、まず公共性を帯びた駐車場として利用されるっていうのは、もともとはどういう性格の土地だったのか、何に利用されていたのかということをお聞きしたいのと、それからこのタイミングで森林公園の条例廃止というものと、今有償が無償になった、公共性ある駐車場になったということの関係っていうのを単純に説明していただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 榊原議員のご質問にお答えしたいと思います。

ちょっと説明として分かりづらいので、この資料をもとに説明させていただきますが、もともと下のテニスコートも含めて、白い部分のところが指定管理で無償で貸していたところでございます。有償で貸していたのはその白い部分の中の黄色い点線の部分、これが面積にして1,642㎡であるんですが、こちら側の黄色い部分を有償にしていたと。当初ちょっと経過はよくわからない部分ありますけれど、どうも黄色部分を宿泊施設専用、それから白い部分を公園用だとか指定管理をして、例えば一般の方も自由に駐車できるような区分をされていたようです。ただ実態を聞いてみると、黄色の部分も白い部分も別に分け隔てなく駐車しているということから、ここをあえて分ける必要があるのかという議論に至りまして、最終的には先程高木議員に説明したとおり、全体を使用貸借にしようということになったという経過でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

これより、議案第1号 財産の無償貸付について（土地：ニセコ町字ニセコ477番地11他）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 財産の無償貸付について（土地・建物：ニセコ町字富士見136番地5）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 一つだけお聞きします。これは売買契約あるいは移転登記終了後っていうことですが、今見込みがあればいつごろになるのかだけちょっとお聞きします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） お諮りをして了解を得られれば、10月ぐらいに契約をしたいという流れで考えております。契約が終われば登記をしまして、12月にお金をお支払いするというスケジュールでおります。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

これより、議案第2号 財産の無償貸付について（土地・建物：ニセコ町字富士見136番地5）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 新しい規定によって、歳入にどの程度の影響が出るのか。もし試算があるようでしたらお聞きしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 鈴木課長。

○税務課長(鈴木健君) こちらの条例の適用の件数という想定が、実際は正直私どももなかなか想定ができてございません。といいますのも、かなり大きな投資をするという部分がございますので、実際にこの条例の適用による投資の案件が出てくるかどうかというのがまだ見えないというのがございます。実際、過去に旧条例を適用した件数も遡って調べてみたんですが、平成15年から令和2年度までにおいて、こういった過疎地域の指定によって、固定資産税の減免の適用になったという件数が約15年で5件しかございません。ただ、今回の条例によって、いくつか条件のハードルが下がりました、適応の裾野が広がると思うんですけども、それでもなにごぶん大きな投資を伴う部分がございます。ということで、件数は実際には把握できないんですが、先程副町長の説明にもございましたとおり、こちらの部分で免除した固定資産税については地方交付税で75%分が充当されることになってございますので、それほど地方財政に大きな影響があるものではないというふうには判断してございます。ただその25%分は実際自主財源として減るものではございますけれども、それ以上に経済対策として、例えば雇用が増えたりですとか、いろいろな企業が増えたりですとか、そういった部分の大きな効果のほうが多ぶん出てくるものとは想定してございます。以上です。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

これより、議案第3号 ニセコ町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(猪狩一郎君) 以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和 3 年第 10 回ニセコ町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前 10 時 55 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (自 署)